

**門真市**

**災害廃棄物処理マニュアル（案）**

**令和 5 年 3 月**

**門真市**

## 目次

はじめに.....	1
1 安全及び組織体制の確保.....	3
2 被害情報の収集・処理方針の判断 .....	7
3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保.....	11
4 災害廃棄物の処理体制の確保.....	13
5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保.....	17
付録	
・住民広報用資料(ひな型)	

## はじめに

### (1) マニュアルの目的

近年、東日本大震災や熊本地震といった巨大地震による災害や、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨等といった浸水被害等による災害が毎年のように発生している。

近年発生した災害での対応事例より、発災後の初動対応が重要であることがわかっており、初動対応を円滑に進めるためには、より具体的な対応方法や手順等を整理し、関係者で共有することが必要となる。そこで、本マニュアルは、門真市災害廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、災害時のごみ対策課や関係部署の行動を定め、門真市職員が被災時即座に災害廃棄物処理に取りかけられるよう策定するものである。

### (2) マニュアルの対象

#### 1) 対象とする組織・職員

組織：門真市災害廃棄物対策本部（仮称）

職員：環境水道部、その他関係部署の職員

#### 2) 対象とする災害

本マニュアルは、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とする。

#### 3) 対象とする期間

本マニュアルは、災害廃棄物処理対応のうち、発災から1ヶ月\*の間に対応すべき初動に関する事項とする。

※ 発災後2週間～1ヶ月：災害廃棄物処理対応が軌道に乗る目安

#### 4) 対象とする廃棄物

本マニュアルは、災害時に発生する災害廃棄物、災害時の生活ごみ、避難所から発生する避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を対象とする。なお、災害廃棄物については、主に発災後早期に発生する片付けごみ（被災した家屋の片付けに伴うもの）を対象とする。（図1の  ）

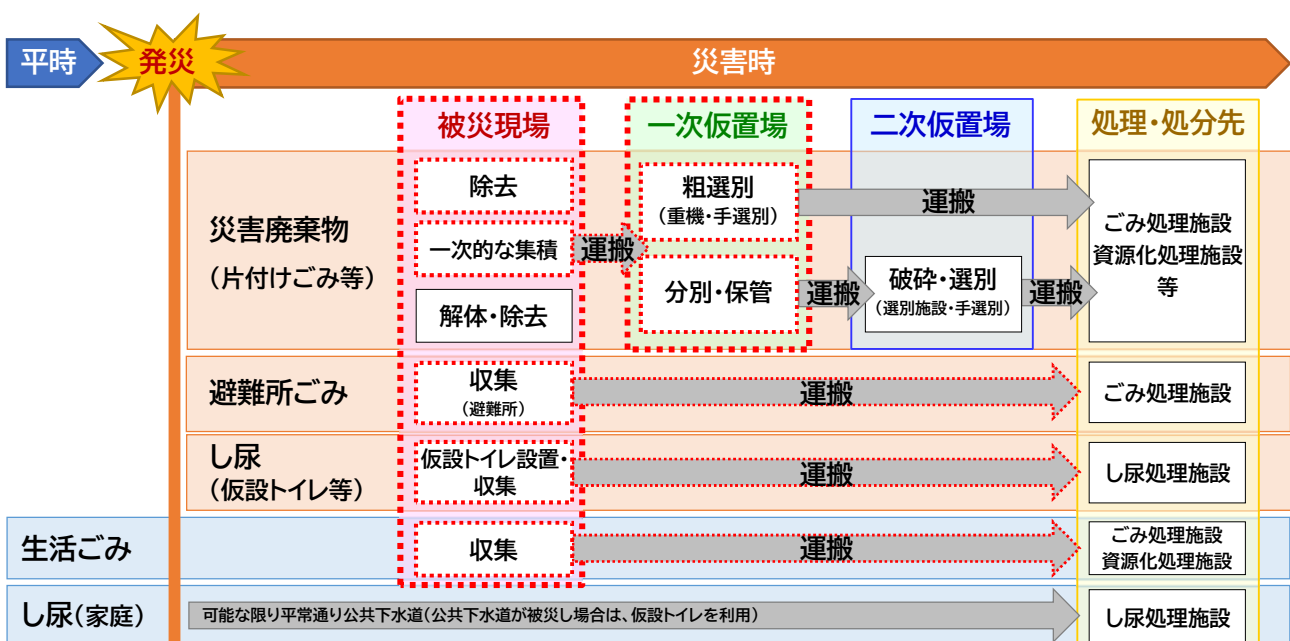


図1 災害時に発生する一般廃棄物とその処理の流れ

(4) マニュアルの構成

本マニュアルの構成は、初動対応のタイムラインを踏まえて、表1のとおりとした。

表1 災害時の初動対応タイムライン

	発災	～1日後(24h)	～2日後(48h)	～3日後(72h)	～1週間	2週間～1ヶ月
1. 安全及び組織体制の確保 【p.4-5】	(1)身の安全の確保 (2)通信手段の確保、連絡体制の確立 (3)安否情報・参集状況の確認 (委託業者、許可業者を含む) (4)災害時組織体制への移行					
2. 被害情報の収集・処理方針の判断 【p.6-9】	(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 (2)翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 (3)災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 (4)支援要否の判断 (5)被害状況に応じた支援要請					
3. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 【p.10-11】	(1)生活ごみ・避難所ごみ 1)収集運搬体制の確保 2)住民・ボランティアへの周知 3)収集運搬の実施 (2)仮設トイレ・し尿 1)仮設トイレの設置 2)収集運搬体制の確保 3)収集運搬の実施					
4. 災害廃棄物の処理体制の確保 【p.12-15】	(1)仮置場の選定 (2)緊急仮置場の設置 (3)災害廃棄物の回収方法の検討 (4)収集運搬車両・資機材・人員の確保 (5)住民・ボランティアへの周知 (6)仮置場の開設・管理・運営					
5. 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 【p.16】	(1)継続的な処理体制への移行 (2)一般廃棄物処理の継続 (3)初動対応以降の処理方針の検討					

## 1 安全及び組織体制の確保

災害時初動対応の前提として、各職員は身の安全を確保した上で安否の報告等を行い、責任者は職員の安否確認や参集状況の把握を行うとともに、災害時の組織体制を立ち上げ、初動対応を開始する。

また、職員の安否確認や廃棄物処理の委託先における参集状況の把握等のため、並行して通信手段を確保し、連絡体制を確立する。

### (1) 身の安全の確保 [発災直後]

各職員は、自らの身の安全を確保する。

来庁している住民等の安全も確保する。

平時から安否確認に関する責任者及び担当者を定め、サブの責任者及び担当者も決めておく。

### (2) 通信手段の確保、連絡体制の確立 [発災直後～1日後(24h)までに実施]

組織体制を構築していくために、必要となる通信連絡手段を確保するとともに連絡窓口を確認する。

#### 【実施すべき事項】

- ・内外部組織との通信手段として、携帯電話、衛星電話、移動式防災行政無線等の通信機器を確保する。
- ・府や協定締結先等の外部機関との連絡手段を確保し、連絡窓口を決定する。
- ・管轄の処理施設、委託先の処理施設の職員との連絡手段を確保する。
- ・被災現場にいる職員との連絡手段を確保する。

### (3) 安否情報・参集状況の確認 [発災直後～2日後(48h)までに実施]

庁内で定められた安否状況の確認手順や、非常時の参集方法のルール等に従って、関係職員の状況を把握する。

#### 【実施すべき事項】

- ・各職員はあらかじめ決められた安否確認の手順に従い、本人及び家族の安否や、参集予定に関する情報を報告する。
- ・非常時の参集ルールに則って登庁要請する。
- ・廃棄物処理の委託先における参集状況(業務継続に必要な要員を確保できそうか)を確認する。

#### 【平時の備え】

- ・災害が発生する時間が勤務時間内か勤務時間外かで参集方法が異なる。それぞれの参集方法を定めておく。また、職員本人や職員の家族が被災した場合、自宅の被害状況に応じた参集基準を検討しておく。

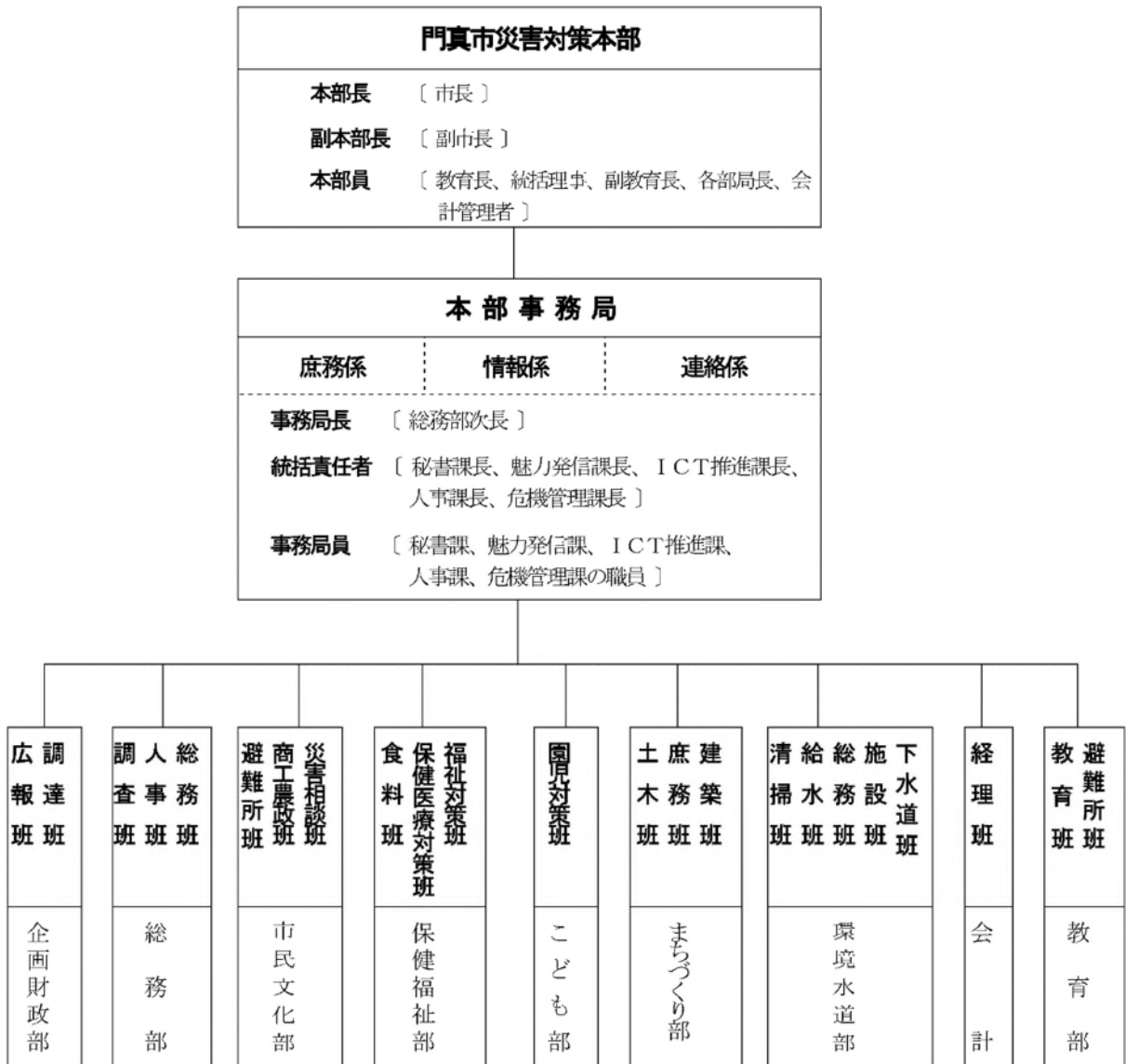
(4) 災害時組織体制への移行 [発災後～平時の体制に戻るまで]

地域防災計画に従って、災害廃棄物対策組織を発動するが、職員の参集状況に応じて暫定的発動を行い、支援人材等も含めて段階的に組織を構成して行く。

【実施すべき事項】

- ・地域防災計画等に定められた災害対策本部の役割分担(災害時の組織体制と役割分担 (表 1-1))に基づき、人員を配置し、組織体制と指揮命令系統を確立する(参集した職員で対応を開始する)。
- ・職員の参集状況により必要な人員を確保できない場合は、庁内での人の融通や他の自治体から派遣される支援要員も考慮し、段階的に体制構築を試みる。
- ・災害時の組織体制は、被害規模が大きくなるにつれ業務量が増加し、増員が必要となる。被害規模や市における平時の一般廃棄物処理体制によっては、災害廃棄物処理の専従組織の設置も検討する。

門真市災害対策本部の組織



※上記以外の部・局・課は、事務分掌に準ずる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 し尿処理	清掃班、総務班、 調達班、関西電力 送配電株式会社、し 尿収集業者等							
第2 ごみ処理	清掃班、ごみ収集 業者							
第3 災害廃棄物等処 理	建築班、土木班、 下水道班、総務 班、廃棄物等処理 業者							
第4 死亡獣畜及び放 浪動物対策	清掃班、府獣医師 会、動物愛護団体 等							
第5 環境安全対策	清掃班、建築班							

【災害廃棄物等処理対策の流れ】

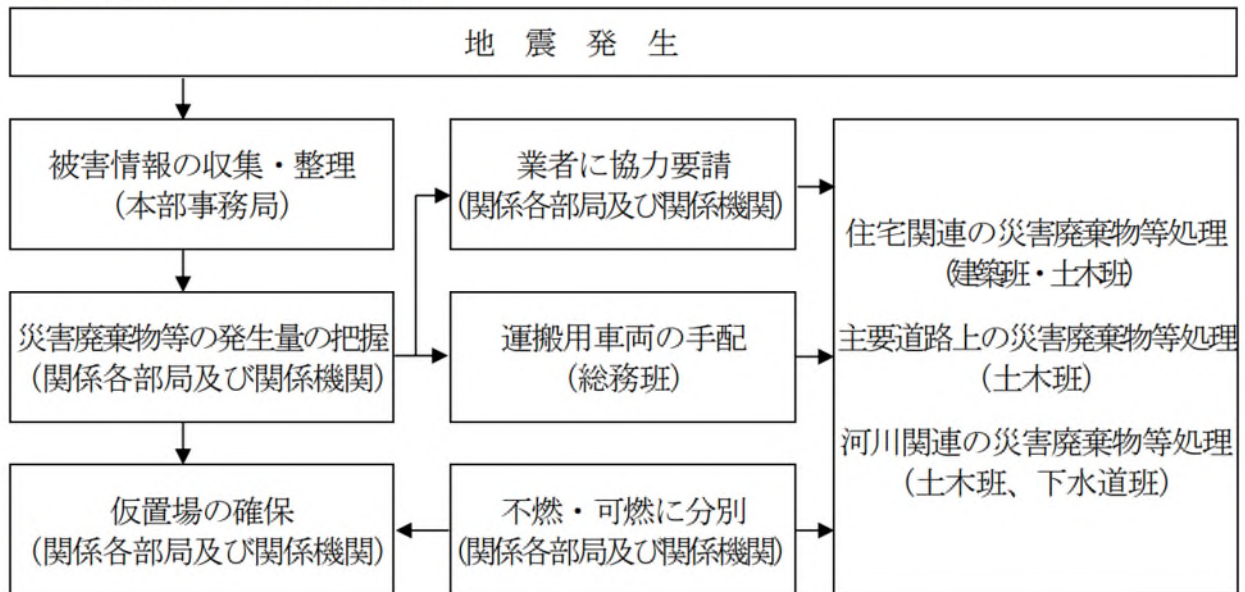


表 1-1 に災害廃棄物処理に係る組織体制と役割分担を示す。平時に担当者の役職等を具体的に検討しておくことが望ましいが、難しい場合は発災後に対応者を検討する。担当者を割り当てられない項目については支援要請を検討する。

表 1-1 災害廃棄物処理に係る組織体制と役割分担

担当区分		災害時にやること	担当者
総括責任者		指揮命令、総括	
		各班・担当との連絡調整	
		全般に関する進行管理	
総務担当	総合調整に関すること	災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計	
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握	
		実行計画の策定	
		その他業務	
	財務に関すること	予算管理(要求、執行)	
		業務の発注状況の管理	
		国庫補助のための災害報告書の作成	
	渉外に関すること	他行政機関との連絡調整、協議、情報提供	
		その他機関(民間事業者)との連絡調整・協議・情報提供	
	広報に関すること	市民等への災害廃棄物処理に関する広報	
		市民からの問合せ、苦情への対応	
		広報等パブリシティ	
仮置場・施設担当	仮置場に関すること	仮置場の確保、設置・運営(仮設処理施設の運営も含む)、返還	
	施設に関すること	一部事務組合との相互連携	
		清掃関連施設との相互連携	
処理担当	処理・処分に 関すること	道路啓開に伴う廃棄物対応	
		生活ごみ・避難所ごみ、災害廃棄物の収集運搬対応	
		避難所のごみ処理、し尿処理、仮設トイレの設置	
		公共施設の解体対応	
		家屋解体対応(窓口業務、リ災証明交付業務との連携、解体現場立会い)	
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理	
		処理困難物の処理に関する指導	
		処理全般に関する進行管理(処理済量、搬出予定量)	
	環境・指導に 関すること	民間事業者の指導	
		不法投棄、不適正排出対策	
受援担当	受入に関する こと	支援の受入管理(学識経験者、他自治体、事業者団体、災害ボランティア等)、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)との連携、受援内容の記録	



## 2 被害情報の収集・処理方針の判断

市は、翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、市全体の被害状況(建物被害等)や廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集する。  
また、府や関係団体等に対して、収集した情報の一部を共有するとともに、必要に応じて支援要請を行う。

### <役割分担>

何を	いつ	誰が
被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有	発災直後～適宜	総務担当 仮置場・施設担当 処理担当
翌日以降の廃棄物処理の可否の判断	発災直後～適宜	処理担当
災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集	発災後～適宜	総務担当
支援要否の判断	2日目～適宜	受援担当
被害状況に応じた支援要請	3日目～適宜	受援担当

#### (1) 被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 [発災直後～適宜]

災害廃棄物への対応を検討していくための基本となる被害状況を収集整理する。

#### 【実施すべき事項】

- ・災害対策本部を通じて市全体の被害情報を収集する(表 2-1、2-2)。
  - 被害情報の例** 被害家屋数(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等)、避難所開設状況、道路状況、ライフラインの被害状況、浸水範囲
- ・平時の一般廃棄物の処理施設や収集運搬業者等の被害情報を収集する(表 2-1、2-2)。
  - 被害情報の例** 施設の運転可否、復旧見込み、収集運搬車両の状況
- ・下水処理施設、下水道の被害状況を確認する。(表 2-2)
  - 被害情報の例** 上下水道施設の運転可否、断水の状況、復旧見込み
- ・仮設トイレの備蓄状況を確認する。
- ・必要に応じて直接、被災現場に赴き情報を取得する。なお、現地確認においては、現地の安全確認のうえ必要な保護具等を準備して活動する。
  - 保護具の例** ヘルメット、手袋、ゴーグル、防塵マスク、安全靴、作業着
- ・避難所の開設状況、避難者数を把握する。指定避難所以外の情報も可能な限り収集する。
- ・避難所の仮設トイレの不足状況、ごみの排出状況等、衛生状態を把握する。必要に応じ避難所に赴き情報を取得する。
- ・収集した情報の一部は、府や関係団体と共有する(表 2-3)。

表 2-1 収集する情報一覧（災害廃棄物対策組織が確認・収集する情報）

項目	内容	確認先	誰が	備考
災害廃棄物対策組織が確認・収集する情報				
廃棄物処理施設の被災状況	・施設職員の安否確認 ・施設の被害状況、復旧の見通し ・関係ライフラインの状況、復旧の見通し ・廃棄物受入の状況、再開の見通し	門真市クリーンセンター	仮置場・施設担当	※連絡先リスト②
廃棄物収集委託業者の被災状況	・作業員の安否確認 ・車両の被災状況、復旧の見通し ・収集運搬の状況、再開の見通し	収集運搬委託業者	処理担当	※連絡先リスト②
仮置場の設置状況	・仮置場候補地の被害状況	組織内	仮置場・施設担当	
災害廃棄物の発生状況	・片付けごみの排出状況	組織内	処理担当	

表 2-2 収集する情報一覧（他部局から収集する情報）

項目	内容	確認先	誰が	備考
他部局から収集する情報				
災害発生箇所	・土砂災害発生箇所(地域) ・浸水被害発生箇所(地域)	災害対策本部等	総務担当	※連絡先リスト①
道路等の被害状況	・被害状況、復旧の見通し	災害対策本部等	総務担当	※連絡先リスト①
避難所や避難者数	・避難所の箇所数、場所 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ基数(備蓄数、必要数、設置数)	災害対策本部等	総務担当	※連絡先リスト①
建物の被害状況	・建物被害棟数(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水)	災害対策本部等	総務担当	※連絡先リスト①
上下水道の被害状況	・水道施設の被害状況 ・断水(水道施設)の状況、復旧の見通し ・下水、し尿処理施設の被災状況、復旧の見通し	大阪府	総務担当	※連絡先リスト②

表 2-3 共有する情報と共有先

項目	内容	共有先
廃棄物処理施設の被災状況	・被害状況 ・廃棄物受入の状況、再開の見通し	府、環境省
廃棄物収集委託業者の被災状況	・被害状況(車両) ・収集運搬の状況、再開の見通し	府、環境省
仮置場の設置状況	・設置状況 ・設置場所、規模、受入物	府、環境省

(2) 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 [発災直後～適宜]

収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理の可否を判断し、当面（発災から1週間程度）の廃棄物処理業務が継続可能か検討する。

**【実施すべき事項】**

- ・廃棄物処理施設の状況から平時と同様の廃棄物処理が可能か確認する(処理施設との連携)。
- ・廃棄物処理施設の修理等が必要な場合は、復旧までの見込み時間を検討する。
- ・収集運搬車両の被害状況から、収集運搬業務の再開の可否を確認する(委託業者との連携)。
- ・稼働可能な収集運搬車両の台数は委託先も含めた台数を整理する。
- ・収集運搬能力が不足する場合は、必要台数を検討する。

**(3) 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 [発災後～適宜]**

災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な被害情報等の収集を開始する(表2-4)。

**【実施すべき事項】**

- ・建物被害棟数(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等)に基づき、がれき等の災害廃棄物発生量を推計する。
- ・避難所の避難人数等から避難所ごみ発生量を推計する。
- ・避難所の避難人数から仮設トイレの必要数を推計する。

表 2-4 災害廃棄物発生量推計に必要な情報一覧

項目	内容	確認先	誰が	備考
被害発生箇所	・建物の床上、床下浸水世帯	災害対策本部等	総務担当	片付けごみの発生量
避難所と避難者数の把握	・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ基数	災害対策本部等	総務担当	避難所ごみ、し尿の発生量
建物の被害状況	・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数 ・建物の床上、床下浸水世帯	災害対策本部等	総務担当	被災家屋の撤去による解体廃棄物の発生量

**(4) 支援要否の判断 [2日目～適宜]**

被害情報等を基に、支援要否を判断する。

**【実施すべき事項】**

- ・ごみ収集車両の運行可能台数の情報と、避難所ごみ発生量推計から、必要な車両台数を整理し、府及び協定締結先等への支援要請の要否を判断する。
- ・避難所の開設状況と仮設トイレの設置状況から、仮設トイレから発生するし尿の収集運搬に必要な車両台数を整理し、府及び協定締結先等への支援要請の要否を判断する。
- ・片付けごみの発生量推計、集積状況等から運搬に必要な車両の仕様と台数を整理し、府及び協定締結先等への支援要請の要否を判断する。

(5) 被害状況に応じた支援要請 [3日目～適宜]

市独自で処理が行えないと判断される場合には、災害支援協定リスト(表 2-5)を活用し、府や協定締結団体等へ支援を要請する。

表 2-5 災害廃棄物処理に係る支援協定リスト

協定等の名称	日付	相手先
災害相互応援協定	平成 8 年 3 月 28 日	枚方市、寝屋川市、守口市、大東市、交野市、四條畷市
一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互応援協定書	平成 20 年 3 月 3 日	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	北口・金澤・関西・重洋・榎木・三ツ川・睦共同企業体、(株)双葉化学商会、(株)双葉化学商会、(株)双葉化学商会、(株)双葉化学商会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年 6 月 23 日	社会福祉法人イースト・ロード福祉会、社会福祉法人三養福祉会、社会福祉法人晋栄福祉会、社会福祉法人晋栄福祉会、社会福祉法人晋栄福祉会、社会福祉法人ロータス福祉会
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和 3 年 3 月 16 日	西尾レントオール株式会社
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和 3 年 3 月 22 日	株式会社ダイカン、大栄環境株式会社
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	令和 3 年 3 月 25 日	社会福祉法人治栄会

### 3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保

市は、市民生活で発生する生活ごみや避難生活で発生する避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の収集運搬を手配する。さらに、情報不足による混乱や便乗ごみ等を回避するために、収集運搬に関する情報等を早急に住民やボランティアに周知する。なお、収集運搬では道路管理課等と連携するとともに、必要に応じて、収集運搬ルート上の道路啓開等を要請する。

また、収集運搬等で体制が十分ではないと判断された場合には、支援要請を行う。

#### <役割分担>

何を		いつ	誰が
生活ごみ・ 避難所ごみ	収集運搬体制の確保	1日目～2日後(48h)までに実施	処理担当
	住民・ボランティアへの周知	1日目～2日後(48h)までに実施	総務担当
	収集運搬の実施	3日目～適宜	処理担当
仮設トイレ・ し尿	仮設トイレの設置	発災直後～1日後(24h)までに実施	処理担当
	収集運搬体制の確保	2日目～3日後(72h)までに実施	処理担当
	収集運搬の実施	3日目～適宜	処理担当

#### (1) 生活ごみ・避難所ごみ

##### 1) 収集運搬体制の確保 [1日目～2日後(48h)までに実施]

収集運搬車両リスト(表3-1)を活用して収集運搬車両を確保し、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬・処理の手配を行う。

表3-1 収集運搬車両リスト

(確認日:令和●年●月)

車種	ごみ対策課(清掃係)				委託業者	計(台)
	事務所	指導班	生ごみ 乾燥物班	予備		
軽トラック(パトロール車)						
塵芥車(パッカー車)						
深ボディーダンプ						
四輪トラック(堆肥配布)						
軽四輪バン(パトロール・連絡車)						
自動車(ごみ処理施設担当車)						

※別途燃料の調達が必要

##### 2) 住民・ボランティアへの周知 [1日目～2日後(48h)までに実施]

生活ごみ等の収集日、収集運搬ルート、分別方法等の情報を住民、ボランティアに周知・広報する。

#### 【実施すべき事項】

- ・市民に対する周知事項を広報する。ホームページによる告知、SNSによる発信、防災行政無線、市民回覧、ビラ配布、TV等、効果的と思われる複数の手段を活用する。
- ・広報内容は、開設場所、開設日時、受入時間帯、分別方法、その他必要注意事項等を発信する。
- ・ボランティアへの周知は、受け入れを行うボランティアセンターでの説明会時にビラを配布し実施する。

3) 収集運搬の実施 [3日目～適宜]

手配・検討した方法に従い、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬を実施する。

(2) 仮設トイレ・し尿

1) 仮設トイレの設置 [発災直後～1日後(24h)までに実施]

収集した情報を基に、関連部局と連携し、仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレ等を確保、設置する(表3-2)。

表3-2 備蓄トイレ等保有リスト

(確認日:令和5年2月)

種別	保有数量	保管場所 (保有者)	備考 (災害時の調達方法等)
組立式トイレ			
簡易トイレ			
携帯トイレ			
トイレトーパー			
マンホールトイレ			

2) 収集運搬体制の確保 [2日目～3日後(72h)までに実施]

仮設トイレ等の設置場所を把握した上で、表2-5の協定に基づき収集運搬車両を確保し、し尿の収集運搬・処理の手配を行う。

3) 収集運搬の実施 [3日目～適宜]

手配・検討した方法に従い、し尿の収集運搬を実施する。

## 4 災害廃棄物の処理体制の確保

市は、災害廃棄物(特に片付けごみ)を回収するために、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員の確保、災害廃棄物の分別方法の決定等を実行する。それらの準備が整った後、仮置場を開設し災害廃棄物の受入れを開始する。並行して仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。

### <役割分担>

何を	いつ	誰が
仮置場の選定	発災直後～3 日後(72h)までに実施	仮置場・施設担当
緊急仮置場の設置	発災直後～1 日後(24h)までに実施	仮置場・施設担当
災害廃棄物の回収方法の検討	1 日目～3 日後(72h)までに実施	処理担当
収集運搬車両・資機材・人員の確保	1 日目～1 週間後までに実施	処理担当
住民・ボランティアへの周知	1 日目～1 週間後までに実施	総務担当
仮置場の開設・管理・運営	2 日目～災害廃棄物の搬出が完了するまで実施	仮置場・施設担当

#### (1) 仮置場の選定 [発災直後～3 日後(72h) までに実施]

仮置場の候補地リスト(別添)を活用し、被害状況を踏まえて関係部局等と調整し、利用可能な仮置場を選定する。

選定した仮置場の近隣住民に、仮置場設置の必要性を説明し、理解を得たうえで設置する。

仮置場が不足する可能性が高いと判断される場合は、府に支援要請を行う。

#### 【実施すべき事項】

- ・準備した候補地のリストからあらかじめ優先的な他の使用目的の有無を把握する。
- ・優先的な使用目的としては、自衛隊等災害救助、復旧支援活動の拠点への利用、避難所への利用、応急仮設住宅への利用等が想定される。
- ・候補地の仮置場としての利用可否は、利用目的や緊急性を考慮しながら、関係部局と調整し決定する。
- ・候補地の選定に際しては、市民が直接搬入する場合のアクセス性や、病院、学校、水源等、環境配慮が必要な施設等の位置関係を考慮する。
- ・選定した候補地の所有者や管理者へ、仮置場として利用することについて承認を得る。

#### (2) 緊急仮置場の設置 [発災直後～1 日後(24h) までに実施]

被害状況を踏まえて関係部局等と調整し、緊急仮置場を設置する。

一次仮置場の設置が整うまでの間、被災住民(ボランティアを含む)自らが片付けごみを排出することを想定する。設置が決定次第、住民・ボランティアへ情報を周知する。

(3) 災害廃棄物の回収方法の検討 [1日目～3日後(72h)までに実施]

災害廃棄物の回収方法(仮置場の設置、分別方法等)を検討する(表4-1)。

表4-1 門真市における災害時の分別区分(例)

分別区分	具体例
可燃物	平時の分別で「燃やすごみ」
粗大ごみ	平時の分別で「粗大ごみ」 ✓ 平時から排出されるもの:木製家具、ふとん等 ✓ 災害時排出されるもの:畳
不燃物	平時の分別で「燃やさないごみ」「プラスチックごみ」 ✓ 平時から排出されるもの:アルミくず、鉄くず、プラスチック類、小型家電 ✓ 災害時排出されるもの;ガラス、瓦、レンガ等
木くず	被災家屋等の撤去から排出される、柱・梁・壁材等
コンクリートがら	被災家屋等の撤去から排出される、コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
家電4品目	家電4品目(冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ)
処理困難物	有害物、消火器、ガスボンベ、灯油、バッテリー、太陽光パネル等

(4) 収集運搬車両・資機材・人員の確保 [1日目～1週間後までに実施]

回収方法を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬車両を確保する。

必要資機材リスト(表4-2)を参考に、仮置場の管理・運営に必要となる資機材を確保する。

外部からの応援や民間委託等を踏まえ、仮置場の管理・運営に必要となる人員を確保する。(搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等)

【実施すべき事項】

- ・搬入の受付、場内誘導、分別の説明、荷下ろしの補助、警備、重機の操作、搬出・清掃作業等の要員を確保する。
- ・仮置場の運営管理には多大な時間と労力が必要となるため、運営管理作業については、他の地方公共団体からきた支援職員や災害支援で派遣される民間事業者に運営依頼し、市職員は、府との連絡調整、市民対応、契約事務等の運営管理に関するマネジメントに集中することが望ましい。
- ・分別を誘導するための看板、廃棄物の山を整理するための重機を調達する。
- ・仮置場の状況によっては、車両の円滑な通行性を確保するための敷き鉄板、砂利や砕石等を準備する。



表 4-2 必要資機材リスト

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策(侵入防止)、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両(パッカー車、大型ダンプ、アームロール車等)	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉塵の飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉塵の飛散防止		○
	発電機	電灯や投光器、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止(廃棄物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定)		○
掃除用具	仮置場周辺の清掃(美観の保全)		○	

(5) 住民・ボランティアへの周知 [1 日目～1 週間後までに実施]

住民・ボランティアに対して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等に関する事項について周知を行う。

**【実施すべき事項】**

- ・市民に対する周知事項を広報する。ホームページによる告知、SNS による発信、防災行政無線、市民回覧、ビラ配布、TV 等、効果的と思われる複数の手段を活用する。
- ・広報内容は、開設場所、開設日時、受入時間帯、分別方法、その他必要注意事項等を発信する。
- ・仮置場の運営ルールを災害ボランティアにも周知する。
- ・ボランティアへの周知は、受け入れを行うボランティアセンターでの説明会時にビラを配布し実施する。

(6) 仮置場の開設・管理・運営 [2 日目～災害廃棄物の搬出が完了するまで実施]

仮置場を開設し、管理・運営を開始する。

**【実施すべき事項】**

- ・廃棄物が混合状態とならないように看板や案内、サンプルごみを配置して分別を促す。
- ・搬入者の荷下ろし時に管理員による説明や監視を実施する。
- ・周辺の生活環境の支障を未然防止するため、環境保全対策を実施する。
- ・粉じんやごみが飛散しないように定期的な散水作業、仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置、またはフレキシブルコンテナバッグへの保管等に対応する。
- ・石綿を含む建材が仮置場へ搬入された場合は、シート掛けフレキシブルコンテナバックでの保管等により飛散防止措置を実施する。
- ・爆発性、発火性のある廃棄物は他の廃棄物とは離隔をとって、区分して保管する。(仮置場内では火気厳禁)
- ・発酵熱による火災を防止する。
- ・汚水が土壌へ浸透するのを防ぐため、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備の設置を検討する。その他、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。

## 5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

市は、生活ごみ・避難所ごみやし尿の収集運搬・処理に加えて、災害廃棄物の処理を継続するとともに、その他の対応(民間事業者等への委託契約事務、府への事務委託等)を開始する。それらを長期的に継続するため、必要な予算、交代要員等を考慮した体制を確保する。

さらに、回収した災害廃棄物の処理(処理困難物、家電リサイクル法対象品目を含む)等を進めるため、災害廃棄物の処理方針を検討する。

### (1) 継続的な一般廃棄物処理体制への移行

発災後の短期間に膨大な業務が発生すること及び対応が長期化することを踏まえ、外部応援の活用を前提に、交代要員の確保や作業員のローテーションを行う。

職員の負荷軽減のため、府とも適宜相談しつつ、民間事業者や関係団体等に業務を委託する。

### (2) 一般廃棄物処理の継続

一般廃棄物処理や各種対応(補助金の申請に必要な日報作成、仮置場等の写真撮影等)を継続または開始する。

仮置場への搬入・搬出量、処理量等の量的管理、及び進捗管理を行う。

### (3) 初動対応以降の処理方針の検討

建物の被害棟数や浸水範囲等を踏まえ、品目ごとに災害廃棄物発生量を推計する。

一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ、処理可能量を推計する。

災害廃棄物発生量の推計値や処理可能量、他の自治体・民間事業者による支援、事務委託の可能性、片付けごみの排出状況等を踏まえ、処理方法や処理スケジュール等を検討する。

検討内容を委託先や他の関係機関と共有する。

## 【連絡先リスト】

### ① 庁内関係部署

組織・部署	担当者／ 代理人	電話番号／FAX	メールアドレス	備考
災害対策本部				

### ③ 府県・他市区町村等

組織・部署	担当者／ 代理人	電話番号／FAX	メールアドレス	備考

### ④ 協定締結団体等

組織・部署	担当者／ 代理人	電話番号／FAX	メールアドレス	備考
門真市市 社会福祉協議会				ボランティア

### ⑤ その他

組織・部署	担当者／ 代理人	電話番号／FAX	メールアドレス	備考
環境省 近畿地方環境事務所	資源循環課			
環境省環境再生・資源循環局	廃棄物適正処理推進課 施設第2係	03-5521-8337		
門真市警察署				

# 災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 豪雨**により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

## 注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。**指定する日に収集**します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

場所：○○○○○○○○ ※裏面をご覧ください

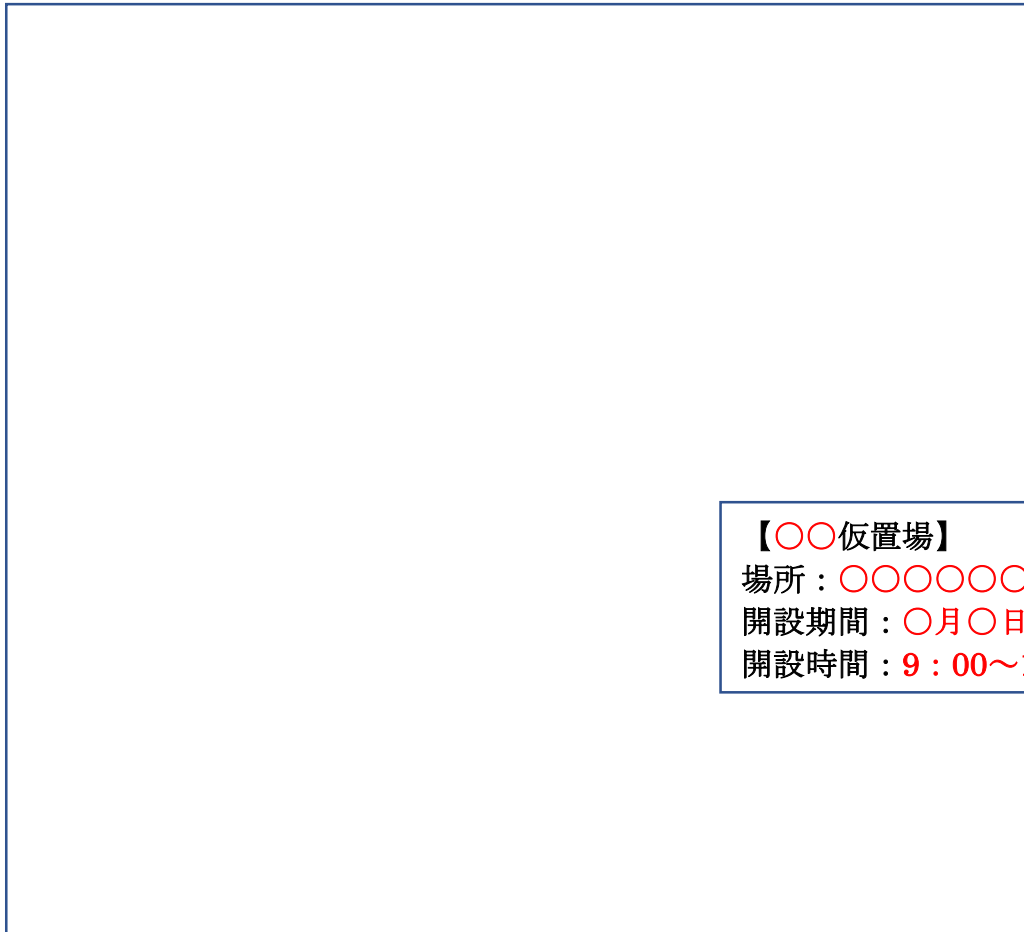
開設期間：○月○日まで 9:00～16:00

<p>もやすごみ (プラスチック・衣類)</p>	<p>ガラス・ 陶磁器</p> <p>瓦・ブロックくず</p>	<p>金属類</p> <p>小型の電気製品</p>
<p>たたみ・ソファ・ふとん</p>	<p>木製家具</p>	<p>家電4品目</p>

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○-○○○○）へ相談してください。

【問合先】 門真市 環境水道部 環境政策課 電話 06-6909-4129

## 【仮置場案内図】



【〇〇仮置場】  
場所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
開設期間：〇月〇日まで  
開設時間：9：00～16：00

## 【〇〇仮置場レイアウト】

